

## 【判例研究】

### Munaf v. Geren, 128 S. Ct. 2207 (2008)

——イラクで犯罪を犯したとして、在イラク米軍に身柄を拘束されている合衆国市民のための人身保護令状申請について、連邦裁判所の管轄権が及ぶことを認めたものの、イラク当局に身柄を引き渡さないという救済を与えることはできないとして、申請を却下した事例——

中 村 良 隆

## 【事実の概要】

在イラク多国籍軍 (Multinational Force-Iraq : MNF-I) は、アメリカ合衆国を含む 26 カ国からなる連合軍である。イラクにおいて、イラク政府の要請に基づき、かつ国連安全保障理事会の決議に従い、アメリカ軍の将校の指揮の下に活動している。国連安保理の決議に従い、在イラク多国籍軍はイラクにおいて敵対行為または戦闘行為を行ったとされる者の身柄を、イラクの法に基づく、イラクの裁判所における捜査および訴追の間拘束している。

シャウキ・オマール (Shawqi Omar) およびムハンマド・ムナフ (Mohammad Munaf) (以下、申請人) は、アメリカ合衆国市民であるが、自発的にイラクに渡航し、オマールはアルカイダの幹部である阿布・ムサブ・ザルカウィ (Abu Musab al-Zarqawi) を幫助し、ムナフは旅行ガイドを装ってルーマニアからの旅行者を誘拐するなどの犯罪を犯したとされている。彼らは、在イラク多国籍軍の一部として活動していた部隊に身柄を拘束され、アメリカ軍将校からなる (在イラク多国籍軍) 軍事法廷による審理がなされ、同軍事法廷は、申請人はイ

ラクの治安に脅威を与えたと結論し、在イラク多国籍軍の一部として活動する米軍の勾留下においた。オマールはまた、同軍事法廷により「敵戦闘員 (enemy combatant)」と認定され、イラク政府の代表者6名および在イラク多国籍軍の将校3名からなる審査・釈放委員会 (Combined Review and Release Board: CRRB) による審判を受けたが釈放は認められなかった。合衆国内に居住する申請人の家族が、申請人のためにコロンビア特別区連邦地裁に人身保護令状 (habeas corpus)<sup>(1)</sup>の申請を行った。

オマールの事件では、イラクの中央刑事裁判所に刑事手続のために身柄を引き渡すことを在イラク多国籍軍が決定したと司法省がオマールに通知した後、連邦地方裁判所 (District Court) は、オマールの身柄を合衆国または多国籍軍の下から他に移すことを禁止する仮差止めを認めた。コロンビア特別区巡回区控訴裁判所 (D. C. Circuit Court) は、オマールは *Hirota v. MacArthur*, 338 U.S. 197 (1948)<sup>(2)</sup>における申請人とは異なって、外国の裁判機関により有罪判決を受けたわけではないので、*Hirota* により司法審査を行うことが認められないわけではないと認定しつつ、連邦地裁の人身保護令状の管轄権の行使を支持した。

他方で、ムナフの事件で連邦地裁は、人身保護令状の申請を、管轄権がないことを理由に却下した。ムナフの身柄を拘束している米軍は多国籍軍の一部として活動しているので、*Hirota* によれば本件申請は管轄権がないとして却下されるべきであり、本件は *Hirota* に従うべきである、と結論した。D. C. 控訴裁判所はこれに同意し、原判決を維持した。オマールとは異なり、ムナフは既に外国の裁判機関から有罪判決を受けているという理由で *Omar* (オマールの事件) において前に下した判決との区別を行った。 *Omar v. Harvey*, 479 F.3d 1 (CADC 2007)。

【判旨】 破棄差戻し

ロバーツ裁判官の全員一致の法廷意見

1. (連邦) 人身保護法<sup>(3)</sup>は、アメリカ合衆国の命令系統に属するアメリカ軍により国外で身柄を拘束されている合衆国市民にも及ぶ。「オマールおよびムナフの身柄を拘束している米軍は多国籍軍の一部として活動しているので、そのような状況において、身柄を拘束されている者からの人身保護令状の申請について、連邦裁判所には管轄権がない」という政府側の議論は斥けられる。(人身保護法である) 合衆国法典第 28 編 2241 条 (c) (1) 項は、「合衆国の権威、または権威の外観の下に、身柄を拘束されている者」に適用される。ある者の身柄拘束について責任を有する合衆国の法執行官がその者(の身柄)を「提出できる権限」を有する場合に、その者は合衆国により「身柄を拘束されて」いる<sup>(4)</sup>。2241 条 (c) (1) 項に「または」という接続詞が使われていることは、たとえその身柄拘束 (custody) が在イラク多国籍軍のような他の「権威の外観の下に」あるとみなされたとしても、実際に合衆国が身柄を拘束していれば、管轄権を認めるに十分であることを明らかにしたものである。

当裁判所はまた、「Hirota で問題となった裁判機関が国際的性格を有していたのと同様、在イラク多国籍軍が国際的性格を有することは、在イラク多国籍軍が人身保護令状に服する合衆国の機関でないことを意味しているので、連邦地裁には管轄権がない」という政府の主張を斥ける。本件はさまざまな点で Hirota とは異なっている。Hirota において、「マッカーサー将軍は合衆国の権威には服さず、その義務は極東委員会に従うことであって合衆国軍部に従うことではなく、その行為に何らかの影響を及ぼしうる、当裁判所がとりうる手続は存しない」と政府が主張したことは、マッカーサー将軍によって設置された裁判機関の性質を考えるにあたって重要であると同事件の法廷意見は認定した

かもしれない。本件では対照的に、合衆国の軍司令官は大統領に対して責任を負っていることを政府は認識している。本件は合衆国市民が関係しており、当裁判所（の先例）が、人身保護令状の管轄権は市民権によって左右されることがありうることを指摘しているという点でも、Hirotaとは異なっている。See e.g., *Johnson v. Eisentrager*, 339 U.S. 763, 781 (1950).

2. しかしながら、連邦地裁は、外国で犯罪を犯したと告発され、その国の主権の及ぶ領域内に身柄を拘束されている者を、刑事訴追のためその国の主権下に移すことを禁止するために、人身保護令状の管轄権を行使してはならない。申請人は、いかなる救済が認められるべきかについて申請に何らの請求も述べていないので、人身保護令状の申請は直ちに却下されるべきであり、何らの差止めも認められない。

(a) 連邦地裁がオマールに対し仮差止めを認めたのはその権限を濫用したものである。控訴裁は、人身保護令状申請の本案を審理することすらせずに、この仮差止めを、政府が①オマールをイラクによる身柄拘束下に移すこと、②イラク政府に、彼の身柄を解放するという判決の詳細を教えること、および③捜査および訴追のためにオマールの身柄をイラクの裁判所に移送することを禁ずるものと解した。仮差止めは、権利として与えられるものであってはならず、(仮差止めを得るためには)「本案勝訴の見込み」の立証が義務づけられるはずである。*Gonzales v. O Centro Espirita Beneficiente Unido do Vegetal*, 546 U.S. 418, 428 (2006). しかし、連邦地裁も控訴裁も、オマールの人身保護令状申請の本案勝訴の見込みについて審理していない。その代わりに、これらの裁判所は、オマールの申請に含まれる「管轄権の争点」が困難かつ中心的な問題 (substantial questions) を提起していると結論した。管轄権が困難な問題であることは、仮差止めを認める理由にならないことは勿論である。

以上の分析によれば、本件に含まれるそれぞれの事件について破棄差戻しが

必要となる。Munaf の下級審は、管轄権がないことを理由に棄却した点で誤っており、オマールの下級審は、仮差止めを認め、これを維持した点で誤っている。しかしながら、仮差止めに対する我々の審査は、「差止めを認める行為のみに限られたものではない。」City and County of Denver v. New York Trust Co., 229 U.S. 123, 136 (1913). むしろ、審査を行う裁判所は、仮処分からの上訴につき、「事件の本案を検討し、被告勝訴の判決を下したことに基いてその請求を斥ける権限」を有している。North Carolina R. Co. v. Story, 268 U. S. 288 (1925).

要するに、仮差止めを審査する裁判所には、本案に進むことが適当である場合があるのである。本件が現在進行中の合衆国軍の海外展開という事実を背景にした、繊細な外交政策の問題を含むとしても、本件はそのような場合にあたるといえる。

(b) 申請人は、「デュープロセス条項および 1998 年外交改革・改編法 (Foreign Affairs Reform and Restructuring Act of 1998) に基づき刑事手続のためイラクの当局に身柄を移送されないという法的に執行しうる権利を有しており、合衆国政府により不法に身柄を拘束されている無辜の民間人 (civilians) であるので、人身保護令状の発給という救済を受ける権利を有している」と論じている。移送に関しては、政府が自分たちをイラクによる身柄拘束下に移すことの禁止を求めている。身柄拘束の不法性に関しては、イラクによる身柄拘束下に不法に移されない限りにおいて、解放を求めている。両方の請求とも、「その領域内において行われた犯罪行為を処罰する」というイラクの主権に干渉するものであるから、申請人の請求は、(人身保護令状に基づく) いかなる救済が認められるべきかの根拠を申し述べていない。彼らの人身保護令状の申請は直ちに却下されるべきであり、何らの差止めも認められない。

(1) 人身保護令状は、「エクイティ上の原理に基づいて規律される。」Fay v. Noia, 372 U.S.398,438 (1963). したがって、慎重な配慮から、連邦裁判所が人身保護令状の発給権限の行使を差し控えるべき場合もある。本件では、申請人が

求めている救済の性質が尋常でないことから、人身保護令状は適当でないと考えられる。人身保護令状は、根本的に、執行部による不法な身柄拘束に対する救済である。典型的な救済は、もちろん、解放である。しかし、本件の申請人は単純な解放を望んでいるわけではない。単に解放されただけでは、刑事訴追のためにイラク当局に捕まってしまうかねない。それを避けるために彼らは連邦裁判所に提訴したのである。

申請人は、彼らが自発的にイラクに渡航したこと、彼らがイラクの主権の及ぶ領域内に現在身柄を拘束されていること、イラクで重大な犯罪を犯したとされていることを争ってはいない。実際のところ、オマールもムナフも、在イラク多国籍軍による身柄拘束下にいなければ、イラクは国内法に基づき、自由に彼らを逮捕・訴追しうることを認めている。さらに、ムナフは現在進行中のイラクの刑事手続の対象となっており、現在の仮差止めがなければオマールもそうなるであろうことは確実である。これらの事実を照らしてみると、たとえイラクの刑事手続が合衆国憲法によって保障されている権利の全てを伴うものではないとしても、イラクはその領域において犯された犯罪を訴追する主権を有している。およそ200年前にマーシャル首席裁判官が説いているように、「自国の領域内における国家の管轄権は必然的に排他的かつ絶対のものなのである。」

「当事者が違憲だと主張している公判において訴追するため執行部が受刑者の身柄を外国に移管することを合衆国憲法は禁止している」という主張を拒けるにあたって、当裁判所は、2回この原理を適用している。オマールおよびムナフは、イラクは国内法の違反行為を理由に彼らを訴追する主権を有することを認めている。だが、彼らは、連邦裁判所に赴き、彼らとその主権に打ち克つことを認めることになる命令を求めているのである。しかし、人身保護令状は合衆国が受刑者の身柄をその者を訴追する権限を有する主権下に移すことを妨げない。彼らの求めている解放が移管を避けることができるような解放であることに照らすと、申請人の「解放」の請求も「移管」の請求と何ら変わりはない

く、同じ理由により、認められない。

もちろん本件ではより多くのことが問題となっている。Neely v. Henkel, 180 U.S. 109 (1901) では、横領の訴追が問題となり、Wilson v. Girard, 354 U.S. 524 (1957)<sup>6)</sup>では任務中の兵士の平時の行動が問題となった。本件は同盟国の領域内で合衆国軍の関与する交戦状態の最中に身柄を拘束された者に関するものである。執行部はNeely および Wilson におけるような者の身柄を移管することができるが、同盟国に対する重大な敵対行為に加担したという理由で合衆国軍により身柄を拘束された者（政府によれば「戦闘に現実の脅威を及ぼす者」といわれる）を同盟国に移管することができないというのはおかしい。

(2) イラクに身柄を引き渡せば、拷問される可能性が高いという申請人の申し立ては、重大な関心事である。しかし、そのような申し立ては、一般的に、司法部ではなく政治部門により対処されるべきである。外国の行っていることを評価し、こうした評価に照らして国の政策を決定するのは民主的に選ばれた部門であるということは目新しい事ではない。マーシャル首席裁判官が *The Schooner Exchange v. M'Faddon*, 11 U.S. 116 (1812) で説いているように、「属地管轄権からの免除はその地の主権の同意から引き出されるべきであり、…法律問題というより政策問題である。…それは法的議論というより外交によるものである。」本件では、政府側は拷問を受ける可能性が高い場合にはその者の身柄を引き渡さないことが合衆国の政策であると説明しており、国務省は「ムナフおよびオマールに対して権限を有するイラクの司法省も、監獄や矯正施設も一般的に受刑者の基本的な必要性につき国際的に受け入れられた基準を充たすものになっている」と認定している。司法部はそのような認定を覆すのに向いてはいない。

(3) *Valentine v. United States ex rel. Neidecker*, 299 U.S. 5 (1936) の下で、執行部には合衆国市民をイラクに引き渡す「法的権限」が連邦議会制定法または条約の文言により与えられていない限り、そうする裁量権がないという申請人

の主張は、斥けられる。Valentine は、国外逃亡の犯罪者引渡しの事件であり、本件は、既に主権の領域内で身柄を拘束されている者の移送が問題となっている。Wilson もまた、申請人の主張を遮るものである。Wilson での日米地位協定 (A Status of Forces Agreement) は、人身保護令状を申請した者に、合衆国の軍事法廷による裁判を受ける権利を与えているが、その領域内で行われた犯罪を訴追する日本の主権的利益に照らして、当裁判所は、政府がその管轄権を放棄したことを「憲法上または制定法上」妨げるものはない、と認定した。

申請人は、イラクは国内法の違反を理由に申請人を訴追する権利を有していることを自ら認めている。それにもかかわらず彼らは、その主権を打ち破ることになる命令を求めて連邦裁判所に出訴したのである。人身保護令状は、そのような逃亡者を訴追権限を有する国の刑事司法制度からかくまうことを合衆国に義務づけるものではない。

上述した理由により、申請人は人身保護令状申請にいかなる救済が認められるべきかについての (有効な) 請求を申し述べておらず、これらの申請はただちに却下される。下級審の判決および合衆国に対する差止は無効とし、本判決に従った手続を行うために本件を差戻す。

## スーター裁判官の補足意見 (ギンズバーグ裁判官およびブレイヤー裁判官同意)

身柄を拘束されている合衆国市民が拷問を受けるおそれがあるにもかかわらず執行部が外国政府への引渡しを決定した場合、またたとえ執行部が認めなくとも拷問を受けるおそれのあることが書証により示されている場合には、本日の法廷意見は、救済を閉ざす趣旨ではない。

政府が引渡しを決定した場合でも、政府が人民を拷問にかけることが実体的デュープロセスにより禁止されるかどうかが問われるべきである。また、人身



保護令状だけが唯一の救済ではなく、裁判所は必要な救済を編み出すことができる。

## 【解説】

外国において身柄を拘束されている者に合衆国の裁判管轄権が及ぶかどうかについては、本件に引用された少数の先例を除くほか、これまで余り議論されてこなかった<sup>(6)</sup>。

本判決において連邦最高裁は、「アメリカ合衆国の命令系統に属するアメリカ軍により国外で身柄を拘束されている合衆国市民から人身保護令状申請がなされた場合でも、連邦裁判所は連邦人身保護法に基づき、当該事件を審理する管轄権を有する」と述べて人身保護令状の管轄権が本件申請人にも及んでいることを認めつつ、「外国で犯罪を犯したとして告発され、その国の主権の及ぶ領域内に身柄を拘束されている者を、刑事訴追のためその国の主権下に移すことを禁止するために、介入することはできない」と述べて結論としては人身保護令状の発給を認めなかった。また、拷問のおそれについては「司法部ではなく政治部門により対処されるべき問題である」とした。

最も興味深いことは、人身保護令状の発給が否定されているにもかかわらず、人身保護令状の制定法上の管轄権自体は、Hirota v. MacArthurなどの先例に比して拡張されていると考えられることである。すなわち、法廷意見は、申請人の身柄が形式的には在イラク多国籍軍の下にあるとしても、実際に申請人の身柄を裁判所に提出できるのは合衆国の法執行官なのであるから、人身保護令状の管轄権が及ぶという考え方をとった。これは、本判決と同日に下されたBoumediene v. Bushにおける、「申請人の身柄が形式的にキューバの主権下にあったとしても、実際に合衆国の主権が排他的に及んでいると考えられるグアタナモ基地には人身保護令状の管轄権も及ぶ」という理由づけに類似した、

一種の「機能的基準」に他ならない<sup>(7)</sup>。Boumediene は、人身保護令状の合衆国憲法上の管轄権を外国で身柄を拘束されている外国人にも拡張しているが、本件では、申請人が合衆国市民であるか否かはほとんど問題にされていない。したがって、申請人が合衆国市民でない同種の事件においても、人身保護令状の管轄権が認められることになると考えられる<sup>(8)</sup>。

他方で、身柄を拘束されている場所の政府による拷問のおそれがあるとしても、その国に身柄を引き渡さないことを請求することはできないとしている点で、本判決は被拘束者の救済に問題を残すものとなっている。本件申請人は、イラク国内で米軍から身柄を解放されたとしても直ちにイラク当局に捕まって拷問を受けるのでは意味がないので、最終的には米国または第三国への出国を求めることになると考えられる。イラク政府が国内で行われた犯罪について訴追する権限を当然に有している以上、米国が人身保護令状を盾にその国の司法手続に介入し、その者の身柄を米国や第三国に移してしまうことは奇異に映る。しかし、無辜の被拘束者が身柄の引渡し後に拷問を受けたような場合、米国もそれに手を貸したという非難は免れがたい<sup>(9)</sup>。

この点についてロバーツ首席裁判官は、まず判決本文において、拷問を受けるおそれがあるかどうかの事実認定については、執行部の判断がかなりの程度尊重されるとしている。また、「本件は執行部が被拘束者が拷問を受けると可能性が大であると判断したにもかかわらず、それでも身柄の移送を決定したという極端な場合ではない」とも述べている<sup>(10)</sup>。さらに、本判決の脚注6で、拷問等禁止条約を国内法化した1998年外交改革・改組法2241条(a)項が「いずれの者をもその者が合衆国内に物理的に存在するか否かを問わず、その者に対する拷問が行われるおそれがあると思ふに足る実質的な根拠がある国へ追放し、引渡し、その他その意に反する送還を行ってはならないというのが合衆国の政策である」と定めているとしても、本件の申請人はすでにイラクにいるのであるから、「送還」にはあたらず、また同法の適用は、特定の移民手続

のみに限定されると述べている。本件では拷問等禁止条約や1998年外交改革・改組法の適用は正面から争われてはいないものの、このロバーツ首席裁判官の見解に従うならば、将来の同種事件での援用は相当困難になるであろうと予想される<sup>(11)</sup>。

これに対しスーター裁判官は補足意見を書き、本判決の射程が、本判決特有の事実関係、すなわち米軍が外国で身柄を拘束している者について、その国で行われた犯罪についてその国の政府による訴追が行われている場合に限定されると主張している。さらに同裁判官は、非拘束者が拷問のおそれがあると主張して執行部による引渡し決定や事実認定を争う余地があることを擁護している。

本判決後、第三国への身柄の移送が争われた事件として *Kiyemba v. Obama* がある。*Kiyemba* では、グアタナモに収容されている9人のウイグル人の身柄をどこに移せばよいか問題となった。合衆国政府は、拷問を受けるおそれがあるので中国に身柄を移すことはできないと既に決定していたが、申請人は拷問を受けるおそれがあるかどうかを見積もるために、どこに身柄を移されることになるのかを前もって告知してほしいという請求を行った。しかし、コロンビア特別区巡回区控訴裁判所は、「連邦地裁は拷問のおそれについての政府の評価を蒸し返すことは原則として許されない」とし、拷問のおそれや訴追・抑留されることが予想される場合にその国への移送を差止めるという救済を与えること自体が *Munaf* により妨げられると結論した<sup>(12)</sup>。

*Kiyemba* では中国以外の国に移送した場合に拷問を受けるおそれがあるということは一般的に主張されているにすぎないために、執行部の判断が優先されることになってもやむをえないと考えられる。仮に、執行部がこれらのウイグル人を敢えて中国に移送することを決定したような場合には、ロバーツ首席裁判官のいう「極端な場合」として司法審査を行うことが正統化されることになるであろう<sup>(13)</sup>。

注

- (1) 人身保護令状とは、人の身柄を裁判所に提出させるための令状であり、その者の身柄拘束が違法でないことを確認するためにもっともよく用いられる。その者の逮捕や強制収容の合法性を争うのに用いられるのに加えて、①犯罪人身柄引渡しの手続が規則に合致していること、②保釈の権利、または保釈金の額、③刑事判決を言い渡した裁判所の管轄権について上訴の機会を得るために用いられる。Black's Law Dictionary 728 (9th ed. 2009). 「それにより身柄拘束を争うことができる人身保護令状は、人の記憶の及ばないほど古くから存在する。コモンロー裁判所とエクイティ裁判所との対立、議会と国王との抗争に巻き込まれるという浮き沈みの激しい経歴の後、1679年人身保護法によりこの令状の保障は英国法の中にしっかりと書き込まれることとなった。今日では、英国の憲法においておそらく最も重要な令状であると言われている。」 CHARLES ALAN WRIGHT, THE LAW OF FEDERAL COURTS § 53, at 350 (quoting Secretary of State for Home Affairs v. O'Brien, [1923] A.C. 603, 609).

一般的には、以下の文献を参照。堀部政男「イギリスにおけるヘイピアス・コーパスの歴史的展開：その人身保護令状的機能の発展期（一八世紀）」一橋大学研究年報。人文科学研究10巻97頁（1968年）。J.H. BAKER, AN INTRODUCTION TO LEGAL HISTORY 300 (4th ed. 2002); ROBERT SEARLES WALKER, HABEAS CORPUS WRIT OF LIBERTY: ENGLISH AND AMERICAN ORIGINS AND DEVELOPMENT (2006); 39 AM. JUR. 2D *Habeas Corpus and Postconviction Remedies* (2008).

- (2) 極東軍事裁判において有罪判決を受けた広田弘毅元首相らが、連邦最高裁判所に人身保護令状を申請したが却下された事件。
- (3) 連邦裁判所に対する人身保護令状の申請を認める連邦議会制定法、すなわち合衆国法典第28編2241条をさす。その規定は以下の通り。
- (a) 最高裁判所、最高裁判所裁判官、地方裁判所、およびいかなる控訴裁判所裁判官も、その管轄権内において人身保護令状を発給することができる。控訴裁判所裁判官の命令は、身柄の拘束がなされていると申し立てられている地区の地方裁判所の裁判記録に含める。
- (b) 最高裁判所、最高裁判所裁判官、およびいかなる控訴裁判所裁判官も、人身保護令状の申請を受け付けることを断り、これを受け付ける管轄権のある地方裁判所へ審理および決定のため申請を移送することができる。
- (c) 人身保護令状は、下記の一つに当たらない限り、被拘束者には及ばない。
- (1) 合衆国の権限または権限の外観の下に身柄を拘束されている者であるか、または合衆国の裁判所による裁判が予定されている者である。
- (2) 連邦議会の法律、または、合衆国の裁判所もしくは裁判官の命令、手

続、コモン・ローまたはエクイティの判決に従ってなした作為または不作為のために身柄を拘束されている。

- (3) 合衆国憲法、合衆国の法または条約に反して身柄を拘束されている者である。
- (4) 外国の市民でありそこに居住している者で、外国もしくはその外観を有する委任、命令または制裁に基づく権利、権原、権限、特権、保護、もしくは免責に基いてなした作為または不作為のために身柄を拘束されており、その委任、命令または制裁の有効性および効果が国際法により左右される。
- (5) 公判での証言のためにその者の身柄を裁判所に出頭させることが必要である。
  - (d) (略、2つ以上の連邦地裁のある州の裁判所の判決に対する申請)
- (4) (原注)Wales v. Whitney, 114 U.S. 564, 574 (1885). また、「(人身保護) 令状は、被拘束者の身柄を拘束している者を名宛人とする」と定める 2243 条も参照のこと。
- (5) 在日米軍の兵士が任務中に日本人女性を射殺し、日米地位協定に基づいて交渉が行われた後、アメリカは管轄権を放棄することに合意し、米兵は日本に身柄を引き渡されて有罪判決を受けた。これに対し米兵が人身保護令状を申請したが、連邦最高裁はこれを認めなかった。
- (6) 本件と同日に下された Boumediene v. Bush, 128 S. Ct. 2229 (2009) について、拙稿、比較法雑誌 43 卷 1 号 234 頁 (2009 年) 参照。また、松本哲治「人身保護令状による救済と『テロとの戦争』」近畿大学法科大学院論集 5 号 109 頁 (2009 年)。
- (7) Harlan Grant Cohen, *International Decisions: Munaf v. Geren*, 102 A.J.I.L 854, 858 (2009).
- (8) See Kiyemba v. Obama, 561 F.3d 509, 512-513 (D.C. Cir. 2009).
- (9) さらに、米国自身が米国内その他の場所で身柄を拘束されたテロ容疑者を秘密裏に外国に移送して拷問・虐待を行わせた場合 (extraordinary rendition) には、その状態を放置することは許されないはずである。See Abu Ali v. Ashcroft, 350 F. Supp. 2d 28 (D.D.C. 2004).
- (10) Munaf, 128 S. Ct. at 2226.
- (11) Jeffrey H. Fisher, *Detainee Transfers after Munaf: Executive Deference and the Convention against Torture*, 43 GA. L. REV. 953, 973 (2009).
- (12) Kiyemba, 561 F.3d 509, 514.

結局、グアンタナモに収容されていた 22 人のウイグル人のうち 4 人は英領バミューダに移送され、13 人はバラオ (中国を承認せず、台湾と国交関係あり) が総額 2 億ドルの援助と引き換えに受け入れを表明するという政治的決着がはかられ

た。朝日新聞 2009 年 7 月 20 日朝刊 4 面。

- (13) さらに、本件 *Munaf* のようにより実体の伴った個別的な証拠により拷問のおそれが示されている場合にも、執行部により必ずしも外交的保護が十分に与えられるとは限らないことから、裁判所は執行部の判断を尊重すべきではないとの見解も存在する。Fisher, *supra* note 11, at 988-989.